

## 岩国短期大学 CAP 制について

### 1. CAP 制とは

- (1) CAP 制とは、各期に履修登録をする科目数(単位数)の上限を定めた制度です。
- (2) 1単位の授業科目とは、45時間の学習を必要とする内容をもって構成することになっています。学習すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し、授業内容を深く身に付け、各期にわたって適切に授業科目を履修してもらうための制度です。

### 2. 履修制限について

- (1) 各期に登録できる単位数は、原則として指定する科目中から各期 25 単位を上限とします。ただし、当該期の直前の学期において成績が優れた学生については、例外措置として履修制限を設けません。
- (2) 単位互換科目も CAP 制の対象となります。

### 3. CPA 制対象外科目について

- (1) 以下の科目は、25 単位の上限を超えて履修することができます。
  - ①実習関連科目  
「教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」 「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
  - ②レクリエーション・インストラクター資格関連科目  
「レクリエーション理論」 「レクリエーション実技」 「レクリエーション実習」